

沖縄振興特別措置法に基づく国際物流拠点産業集積地域の取扱いについて

財関第 254 号
平成 14 年 3 月 31 日
改正 財関第 424 号
平成 17 年 3 月 31 日
改正 財関第 794 号
平成 18 年 6 月 30 日
改正 財関第 1207 号
平成 19 年 9 月 20 日
改正 財関第 321 号
平成 24 年 3 月 31 日
改正 財関第 318 号
平成 26 年 3 月 31 日

沖縄振興特別措置法において国際物流拠点産業集積計画を定めることの趣旨にかんがみ、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域における保税地域の取扱いを下記のとおり定め、平成 26 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。

この場合において、この通達に定めのないものについては、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）その他関税関係通達の定めるところによる。

なお、この通達の実施に伴い、「沖縄振興開発特別措置法に基づく自由貿易地域の取扱いについて（昭和 63 年 6 月 9 日蔵関第 579 号）」は廃止する。

記

（関係法令等の略称）

0-1 この通達における関係法令等の略称は、それぞれ次による。

- (1) 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）…法
- (2) 関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）…令
- (3) 関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）…関基
- (4) 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）…沖振法
- (5) 沖縄振興特別措置法施行令（平成 14 年政令第 102 号）…沖振令

（用語の意義）

0-2 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「施設等」とは、国際物流拠点産業集積地域内の土地又は建設物その他の施設をいう。

- (2) 「認定事業者」とは、沖振法第 43 条第 1 項に規定する主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣をいう。以下同じ。）の認定を受けた者をいう。
- (3) 「保税蔵置場等」とは、法第 42 条第 1 項に規定する保税蔵置場、第 56 条第 1 項に規定する保税工場、第 62 条の 2 第 1 項に規定する保税展示場又は第 62 条の 8 第 1 項に規定する総合保税地域をいう。

（認定事業者に対する保税蔵置場等の許可）

- 1-1 沖振法第 45 条第 3 項に規定する認定事業者に対する保税蔵置場等の許可については、次による。
 - (1) 認定事業者に対して保税蔵置場等の許可を行う際の審査は、沖振法第 43 条第 2 項に規定する主務大臣からの協議があった際に併せて行う。
 - (2) 法第 56 条第 1 項に規定する保税工場の許可については、製品の積戻しを行う予定がない工場であっても、許可を行って差し支えない。また、原則として、法第 61 条の 2 第 1 項に規定する税関長の指定を行った上で、保税工場の許可を行うこととする。
 - (3) 保税蔵置場等の許可申請又は法第 50 条第 1 項若しくは法第 61 条の 5 第 1 項の届出（以下「届出蔵置場等の届出」という。）に際し、認定事業者から沖振法第 43 条第 1 項に規定する認定に係る認定書の写しが提出された場合は、令第 35 条第 2 項（令第 50 条の 2 及び第 51 条の 8 において準用する場合を含む。）、第 41 条第 2 項、第 50 条の 3 第 2 項又は第 51 条の 9 第 2 項に規定する申請書又は届出書の添付書類の添付を省略させて差し支えない。
 - (4) 認定事業者から保税蔵置場等の許可申請又は届出蔵置場等の届出があったときは、当該申請又は届出の内容と上記(1)の審査内容とが相違している場合を除き、直ちに許可又は受理をする。

（貨物の収容能力の増減等の届出）

- 1-2 法第 44 条第 1 項（法第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）に規定する税関への届出については、貨物の収容能力の増加分が、現に保税蔵置場等として利用している施設等の収容能力を超える場合であっても、これを受理して差し支えない。

（外国貨物の滅却に係る包括承認）

- 2-1 法第 45 条第 1 項（法第 61 条の 4、第 62 条の 7 及び第 62 条の 15 において準用する場合を含む。）に規定する外国貨物の滅却の承認については、申請者、貨物、方法及び場所が同一である滅却を恒常的に行う場合であって、かつ、取締り上支障がないと認めたときは、滅却しようとする外国貨物が蔵置されている保税蔵置場等の許可期間の範囲内において、包括的に行って差し支えない。

（包括保税運送の承認）

- 3-1 国際物流拠点産業集積地域内の保税地域相互間又は同地域内の保税地域と沖縄地

区税関が管轄する保税地域（法第 30 条第 1 項第 2 号の規定により税関長が指定した場所を含む。）相互間で行われる外国貨物の運送については、法第 63 条第 1 項に規定する保税運送の承認を一括して行うことができる。